

令和2年度川島町一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)
増収分に係る社会保障4経費及びその他社会保障施策経費への充当状況について

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)及びその他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。川島町の令和2年度一般会計決算における社会保障関連経費への充当状況は、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 222,636 千円

【歳出】 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要した経費 1,928,820 千円
(うち一般財源) (1,242,587 千円)

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金		
社会福祉	障害者福祉事業	558,398	157,437	0	558	400,403	71,740
	高齢者福祉事業	11,807	0	0	0	11,807	2,116
	児童福祉事業	650,031	351,788	0	23,536	274,707	49,220
	小計	1,220,236	509,225	0	24,094	686,917	123,076
社会保険	介護保険事業	255,050	12,350	0	580	242,120	43,381
	国民健康保険事業	113,635	71,310	0	0	42,325	7,583
	後期高齢者医療事業	251,586	33,859	0	7,277	210,450	37,707
	小計	620,271	117,519	0	7,857	494,895	88,671
保健衛生	疾病予防対策事業	88,313	24,002	0	3,536	60,775	10,889
	小計	88,313	24,002	0	3,536	60,775	10,889
合計	1,928,820	650,746	0	35,487	1,242,587	222,636	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に応じ按分して充当しています。